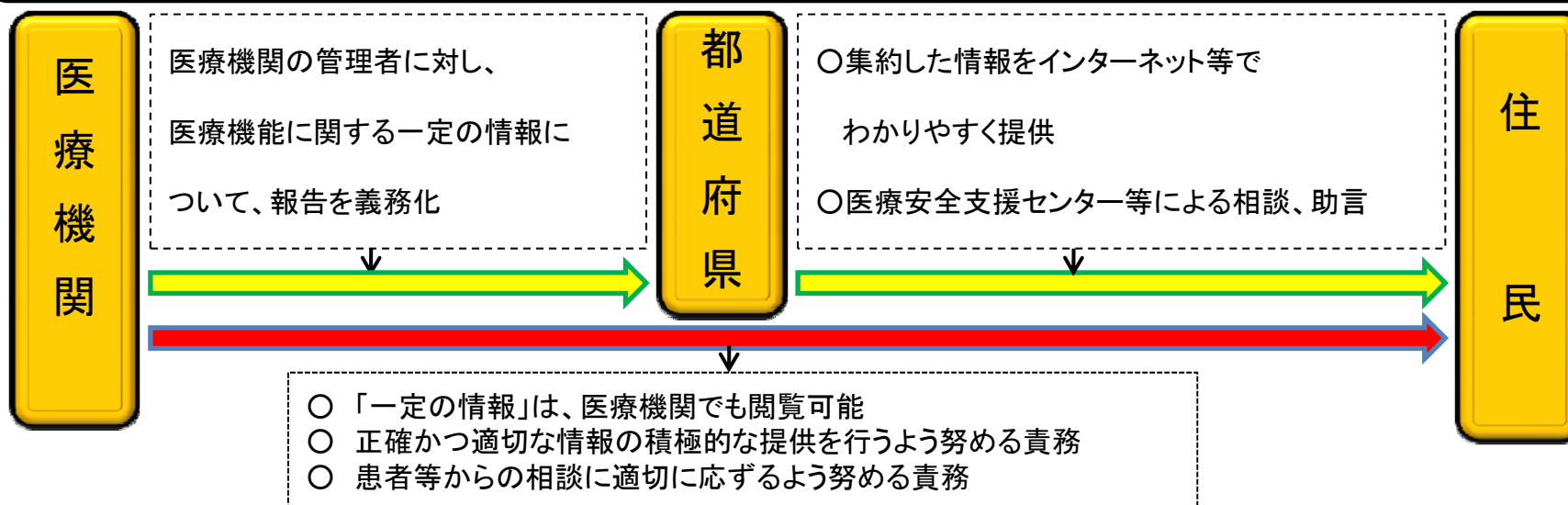


1 「医療機能情報の提供」制度

制度の概要

医療法第6条の3の規定に基づき、医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設（薬局についても同様の仕組みを創設）



【基本情報】

①名称 ②開設者 ③管理者 ④所在地 ⑤電話番号 ⑥診療科目 ⑦診療日 ⑧診療時間 ⑨病床種別及び届出・許可病床数

【基本情報以外の全ての情報】

- ①管理・運営・サービス等に関する事項（アクセス方法、外国語対応、費用負担等）
- ②提供サービスや医療連携体制に関する事項（専門医（※広告可能なものに限る）、保有する設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、地域医療連携体制等）
- ③医療の実績、結果に関する事項（医療安全対策、院内感染対策、クリティカルパスの実施、診療情報管理体制、情報開示体制、治療結果に関する分析の有無、患者数、平均在院日数等）

【医療機能情報の公表例】

医療機関名称 受診される場合は直接医療機関へご確認ください。

正式名称フリガナ (医療法届出正式名称)	いりょうほうじん とうせいかい おおどおりないかくりにつく
正式名称 (医療法届出正式名称)	医療法人糖生会 大通り内科クリニック
略称フリガナ	おおどおりないかくりにつく
略称	大通り内科クリニック
英語表記(ローマ字表記)	Odori Naika Clinic

医療機関の開設者

開設者種別	医療法人
開設者名(フリガナ)	こもり かつとし
開設者名	小森 克俊

医療機関の管理者

管理者名(フリガナ)	こもり かつとし
管理者名	小森 克俊

医療機関の所在地

郵便番号	060-0061
所在地(フリガナ)	サッポロシチュウオウクミナミ1ジョウニシ16チョウメ1-245
所在地	札幌市中央区南1条西16丁目1-245レーベンビル4階
英語表記	Leben Bldg. 4F. 1-245 W-16 S-1 Chuo-Ku Sapporo

医療機関の電話番号及びFAX番号

住民案内用電話番号	011-632-8500
住民案内用FAX番号	011-632-8505

病床種別及び届出・許可病床数

	一般 病床	療養 病床	うち医療 保険適用	うち介護 保険適用	精神 病床	うち指定 病床数	結核 病床	感染症 病床	計
許可病床数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

外来区分

外来区分	一般
------	----

診療科目・診療日、及び診療時間(外来受付時間)など

基本となる診療時間	8:30-13:00 14:00-17:30 17:30-18:00
基本となる外来受付時間	8:30-13:00 14:00-17:30 17:30-18:00

	標榜	初診時の予約	再診時の予約	入院受入
内科	○	—	—	—
糖尿病・内分泌内科	○	—	○	—

診療時間

	月	火	水	木	金	土	日	祝
内科	8:30-13:00 14:00-17:30 —	8:30-13:00 14:00-17:30 —	8:30-13:00 14:00-17:30 17:30-18:00	8:30-13:00 — —	8:30-13:00 14:00-17:30 —	8:30-13:00 — —	— — —	— — —
糖尿病・内分 泌内科	8:30-13:00 14:00-17:30 —	8:30-13:00 14:00-17:30 —	8:30-13:00 14:00-17:30 17:30-18:00	8:30-13:00 — —	8:30-13:00 14:00-17:30 —	8:30-13:00 — —	— — —	— — —

外来受付時間

	月	火	水	木	金	土	日	祝
内科	8:30-13:00 14:00-17:30 —	8:30-13:00 14:00-17:30 —	8:30-13:00 14:00-17:30 17:30-18:00	8:30-13:00 — —	8:30-13:00 14:00-17:30 —	8:30-13:00 — —	— — —	— — —
糖尿病・内分 泌内科	8:30-13:00 14:00-17:30 —	8:30-13:00 14:00-17:30 —	8:30-13:00 14:00-17:30 17:30-18:00	8:30-13:00 — —	8:30-13:00 14:00-17:30 —	8:30-13:00 — —	— — —	— — —

休診日

看護決まった曜日に休診	日
-------------	---

祝日に休診	休診
-------	----

その他の休診日	1月1日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日
---------	-------------------------------------

※ 北海道HPから引用

○ 医療法抜粋

第6条の3 病院、診療所又は助産所（以下この条において「病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

2 病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

3 病院等の管理者は、第一項の規定による書面の閲覧に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する病院等に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

6 省略

○ 医療法施行規則抜粋

第1条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第六条の三第一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第六条の三第一項の規定により、病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の管理者が当該病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表第一のとおりとする。

第1条の2 法第六条の三第二項の規定により、病院等の管理者が当該病院等の所在地の都道府県知事に報告を行わなければならない事項は、別表第一第一の項第一号に掲げる基本情報とする。

2 省略

第1条の3 病院等の管理者は、法第六条の三第三項の規定により、同条第一項の規定による書面の閲覧に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この章において「電磁的方法」という。）であつて次項に掲げるものにより提供するときは、あらかじめ、医療を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及びファイルへの記録の方式を示さなければならない。

2 省略

第1条の4 都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、次に掲げる方法により公表しなければならない。

一 医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットを活用した方法

二 書面による閲覧又は電磁的記録に記録された情報の内容を紙面若しくは出力装置の映像面に表示する方法

○ 別表第一（第一条関係）

第一 管理、運営及びサービス等に関する事項

一 基本情報

- ・ 病院等の名称、開設者、管理者、所在地等の情報
- ・ 病床種別及び届出又は許可病床数 等

二 病院等へのアクセス

- ・ 病院等までの主な利用交通手段、病院等の駐車場等
- ・ 予約診療の有無、面会の日及び時間帯 等

三 院内サービス等

- ・ 院内処方の有無、対応することができる外国語の種類
- ・ 障害者、車椅子利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの 等

四 費用負担等

- ・ 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類として厚生労働大臣が定めるもの
- ・ 選定療養 等

第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項

一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス

- ・ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類として厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数
- ・ 併設する介護施設として厚生労働大臣が定めるもの
- ・ 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの 等

第三 医療の実績、結果等に関する事項

一 医療の実績、結果等に関する事項

- ・ 病院の人員配置
- ・ 看護師の配置状況
- ・ 法令上の義務以外の医療安全対策 等

第四 その他厚生労働大臣の定める事項

2 「病院機能評価」の概要等

事業の経緯

平成5年、厚生省に「病院機能評価基本問題検討会」を設置、検討し、平成6年にまとめた報告書において、第三者による医療機能評価の実施及び第三者の立場から学術的・中立的な医療機関の評価を行う公益法人の設立の必要性が提言された。

これを受けて、(財)日本医療機能評価機構が平成7年に設立され、平成9年より病院機能評価事業が開始

病院機能評価の概要

病院組織運営、医療提供組織運営、患者の権利と安全確保体制、療養環境、サービス等について評価を行い、報告書としてまとめるとともに、一定の評価結果を有する病院を認定する。認定病院は、当機構HPで情報提供がなされ、シンボルマーク使用、ポスター掲示等を行うことができる。

※ 認定病院数は、平成22年5月7日現在で2,566(全病院数8,766の約29%)

評価の流れ

受審申込み

受審病院説明会

・審査方法について説明

書面審査

・病院機能の現況調査票の提出
・自己評価調査票の提出
・病院資料の提出

訪問審査

・書面審査の分析結果を事前の参考資料として、複数のサーベイヤーが訪問審査

結果発表

認定

・認定期間は5年間

公表の例

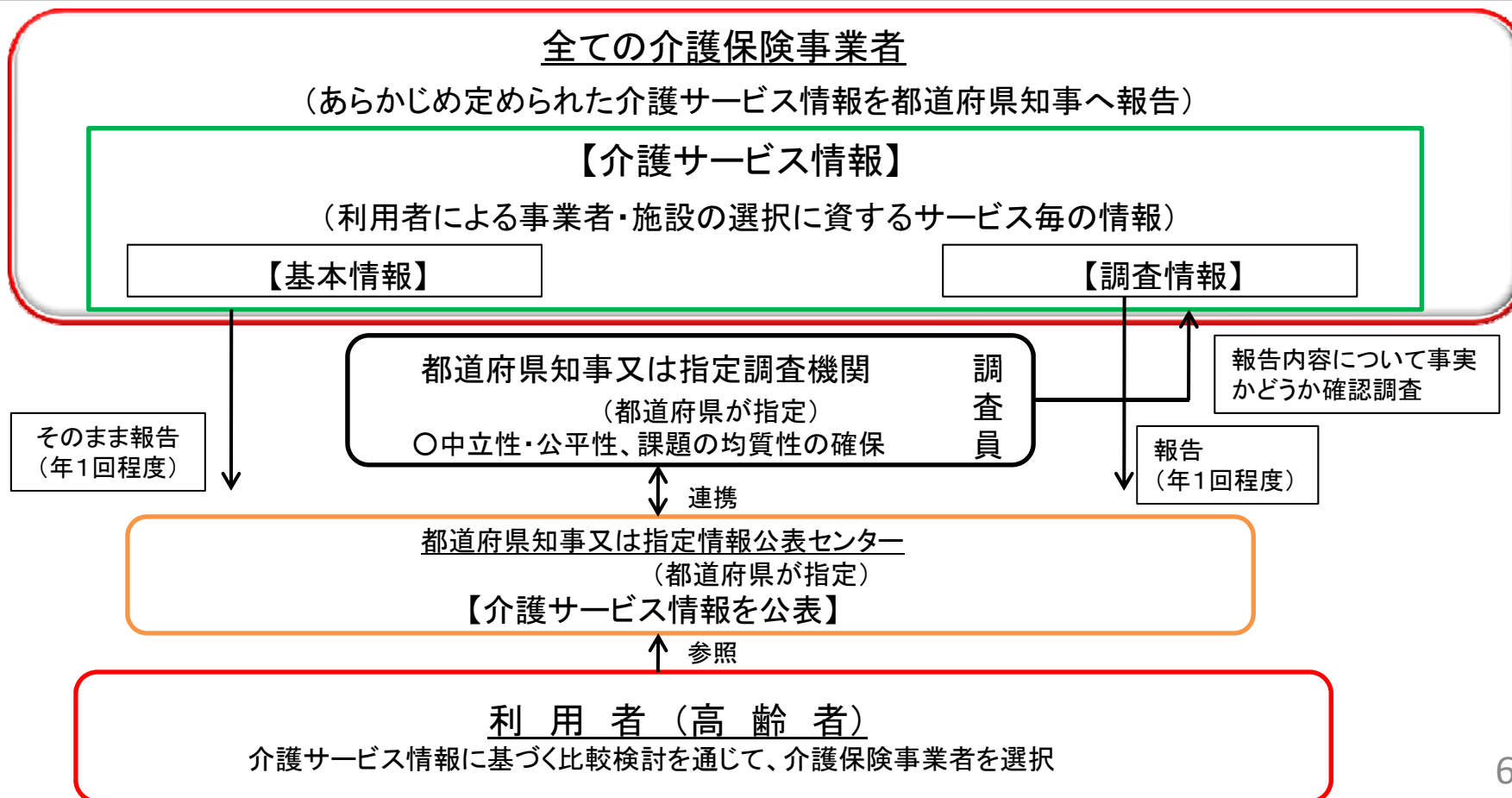
1.0 病院組織の運営と地域における役割		
項目名		評価
1.1 病院の理念と基本方針		-
1.1.1 理念および基本方針が確立されている		3
1.1.2 理念および基本方針が病院の内外へ周知・徹底されている		3
1.2 病院の役割と将来計画		-
1.2.1 地域における病院の役割・機能が明確になっている		4
1.2.2 将来計画が策定されている		4
1.3 病院管理者・幹部のリーダーシップ		-
1.3.1 病院管理者・幹部は病院運営に対してリーダーシップを発揮している		3
1.4 病院組織の運営		-
1.4.1 病院は組織規模に基づいて運営されている		4
1.4.2 組織運営が計画的になされている		4
1.4.3 組織内の情報伝達が円滑に行われている		3
1.5 情報管理機能の整備と活用		-
1.5.1 情報管理機能が整備されている		3
1.5.2 病院の運営に必要な情報が収集され活用されている		3
1.6 関係法令の遵守		-
1.6.1 関係する法令が遵守されている		4
1.7 職員の教育・研修		-
1.7.1 全職員を対象とした院内の教育・研修が実施されている		3
1.7.2 院外の教育・研修の機会が活用されている		4
1.8 医療サービスの改善活動		-
1.8.1 医療サービスの改善活動が適切に行われている		3
1.9 地域の保健・医療・福祉施設などとの連携と協力		-
1.9.1 地域の保健・医療・福祉施設などとの適切な連携を促進する仕組みがある		4
1.9.2 紹介患者の受け入れが適切に行われている		4
1.9.3 地域の医療機関に対して施設や医療機器が開放されている		4
1.9.4 患者の他施設への紹介・転院が適切に行われている		4

※ (財)日本医療機能評価機構HPから引用

3 「介護サービス情報の公表」制度

制度の概要

介護保険法第115条の35の規定に基づき、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が、その自立に向け、適切かつ円滑にサービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして定められた「介護サービス情報（基本情報・調査情報）」の各項目について、介護サービス事業所が定期的に都道府県知事に報告することを義務づけるとともに、都道府県知事に対して、調査情報についての事実確認調査を行うことや、その結果を含めた介護サービス情報公表することを義務付ける制度である。



【介護サービス情報の公表例】

居宅療養管理指導	なし			
通所介護	なし			
通所リハビリテーション	なし			
短期入所生活介護	なし			
短期入所療養介護	なし			
特定施設入居者生活介護	なし			
福祉用具貸与	なし			
特定福祉用具販売	なし			
＜地域密着型サービス＞				
夜間対応型訪問介護	あり	1	ハッピー柏・夜間対応型訪問介護	柏市柏1007-1
認知症対応型通所介護	なし			
小規模多機能型居宅介護	なし			
認知症対応型共同生活介護	あり	1	グループホーム遊楽柏	柏市柏1007-1
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし			
居宅介護支援	あり	1	ハッピー千葉・居宅介護支援事業所	千葉市稲毛区緑町1-11-14 シティプラザモニカ1階
＜介護予防サービス＞				
介護予防訪問介護	あり	1	ハッピー千葉・ヘルパーステーション	千葉市稲毛区緑町1-11-14 シティプラザモニカ1階
介護予防訪問入浴介護	なし			
介護予防訪問看護	なし			
介護予防訪問リハビリテーション	なし			
介護予防居宅療養管理指導	なし			
介護予防通所介護	なし			
介護予防通所リハビリテーション	なし			
介護予防短期入所生活介護	なし			
介護予防短期入所療養介護	なし			
介護予防特定施設入居者生活介護	なし			

2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業所の名称	(ふりがな)じゃぼんけあさーびす はっぴーかしわ やかんたいおうがたほうもんかい ご ジャパンケアサービス ハッピー柏・夜間対応型訪問介護
事業所の所在地	〒277-0005 千葉県柏市柏1007-1
事業所の連絡先	電話番号 04-7168-4831 FAX番号 04-7165-8434 ホームページアドレス なし
介護保険事業所番号	1292200092
事業所の管理者の氏名及び職名	氏名 金澤 千鶴子 職名 管理者
事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)	
事業の開始(予定)年月日	平成21年8月1日
指定の年月日	平成21年8月1日
指定の更新年月日(直近)	平成21年8月1日
生活保護法第54条の2に規定する介護機関の指定の有無	あり
事業所までの主な利用交通手段	
JR常磐線北柏駅東口より徒歩15分又はJR常磐線柏駅東口より徒歩20分	

3. 事業所において介護サービスに従事する従業員に関する事項

職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数
	専従	非専従	専従	非専従		
オペレーター	0人	3人	0人	2人	5人	1.5人

※ 千葉県HPから引用

○ 介護保険法抜粋

(介護サービス情報の報告及び公表)

第115条の35 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うものとする。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査が終了した後、第一項の規定による報告の内容及び前項の規定による調査の結果のうち厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。

4～7 省略

○ 介護保険法施行規則

(法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果)

第140条の47 法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果は、別表第一に掲げる項目に関する情報に係る報告の内容及び別表第二に掲げる項目に関する情報に係る調査の結果とする。

○ 別表第一(抜粋)

- 一 事業所又は施設を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局に関する事項
- 二 当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
- 三 事業所等において介護サービスに従事する従業者に関する事項
- 四 介護サービスの内容に関する事項
- 五 当該報告に係る介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

○ 別表第二(抜粋)

第一 介護サービスの内容に関する事項

一 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置

- ・ 入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
- ・ 利用者等、入所者等又は入院患者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
- ・ 成年後見制度等の活用の支援のための取組の状況 等

二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

- ・ 認知症の利用者、入所者又は入院患者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況等
- ・ 利用者の家族の心身の状況の把握及び介護方法等に関する助言等の実施の状況
- ・ 入浴、排せつ、食事等の介助の質の確保のための取組の状況
- ・ 移動の介助及び外出に関する支援の質の確保のための取組の状況
- ・ 入浴の介護の質の確保のための取組の状況
- ・ 身体的拘束等の排除のための取組の状況
- ・ 機能訓練の実施及び質の確保のための取組の状況 等

三 相談、苦情等の対応のために講じている措置

- ・ 相談、苦情等の対応のための取組の状況

四 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置

- ・ 介護サービスの提供状況の把握のための取組の状況等
- ・ 福祉用具の使用状況の確認のための取組の状況等

五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

- ・ 介護支援専門員等との連携の状況、主治の医師等との連携の状況
- ・ 訪問看護ステーションとの連携の状況
- ・ 予防認知症対応型通所介護
- ・ 他の介護サービス事業者等との連携の状況等 等

第二 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

一 適切な事業運営の確保のために講じている措置

二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置

四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

五 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置

第三 都道府県知事が必要と認めた事項

4 「福祉サービス第三者評価事業」の概要等

事業の経緯

平成10年、厚生省に「福祉サービスの質に関する検討会」を設置、検討し、平成13年に「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」がとりまとめられた。

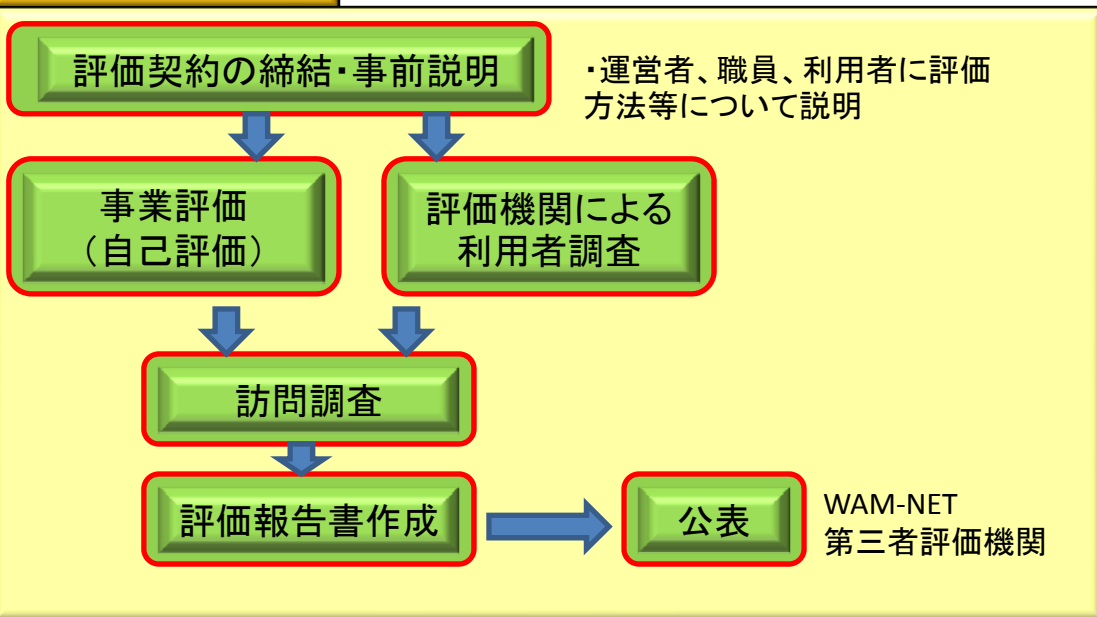
これを受けて、厚生労働省より「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について(指針)」が通知され、全国社会福祉協議会及び都道府県推進組織による第三者評価事業が開始

福祉サービス第三者評価事業の概要

全国社会福祉協議会が作成したガイドラインに基づき、都道府県推進組織が第三者評価基準を策定。評価項目は組織の基本方針、経営状況、人材、安全管理、地域連携、サービスの質・提供状況等。都道府県推進組織が第三者評価機関を認証(社会福祉法人、NPO、営利法人等)。評価結果は事業所の同意を得て第三者評価機関及び都道府県推進組織(WAM-NET(福祉医療機構HP))により公表される。

※ WAM-NET評価結果掲載件数1428件(平成22年5月19日現在)

評価の流れ



公表の例

※WAM-NETから引用

評価項目の第三者評価結果(障がい者・児施設)

評価対象：福祉サービスの基本方針と組織

1-1-1 経営・基本方針

項目	評価結果
1-1-1-1 経営・基本方針が策定されている。	◎
1-1-1-2 経営・基本方針が実施されている。	◎
1-1-1-3 経営・基本方針が評価されている。	◎
1-1-1-4 経営・基本方針が改善されている。	◎
1-1-1-5 経営・基本方針が公表されている。	◎

1-2 評価の実施

項目	評価結果
1-2-1 評価の実施が計画されている。	◎
1-2-2 評価の実施が実施されている。	◎
1-2-3 評価の実施が評価されている。	◎
1-2-4 評価の実施が改善されている。	◎
1-2-5 評価の実施が公表されている。	◎

1-3 評価者の責任とフィードバック

項目	評価結果
1-3-1 評価者の責任が明確になっている。	◎
1-3-2 評価者の責任が実施されている。	◎
1-3-3 評価者の責任が評価されている。	◎
1-3-4 評価者の責任が改善されている。	◎
1-3-5 評価者の責任が公表されている。	◎